

## 第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成23年5月19日(木) 午前10時00分

場 所 津市河芸庁舎 3階 防災本部室(庁議室)

出席部会委員 2 野田<sup>のだ</sup> 久忠<sup>ひさただ</sup>・3 太田<sup>おおた</sup> 義政<sup>よしまさ</sup>・4 眞弓<sup>まゆみ</sup> 純一<sup>すみかず</sup>・5 赤塚<sup>あかつか</sup> 薫<sup>かおる</sup>  
6 青木<sup>あおき</sup> 正司<sup>しょうじ</sup>・7 伊藤<sup>いとう</sup> 征一<sup>せいいち</sup>・9 奥山<sup>おくやま</sup> 正夫<sup>まさお</sup>・11 後藤<sup>ごとう</sup> 勝<sup>かつ</sup>  
13 阪<sup>さか</sup> 芳一<sup>よしいち</sup>・14 清水<sup>しみず</sup> 文兵衛<sup>ぶんべえ</sup>・17 牧野<sup>まきの</sup> 礼吉<sup>れいきち</sup>・18 増地<sup>ますじ</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>  
19 村治<sup>むらじ</sup> 隆史<sup>たかし</sup>・23 清水<sup>しみず</sup> 清<sup>きよし</sup>・24 中林<sup>なかばやし</sup> 長一<sup>ちやういち</sup>・41 西口<sup>にしぐち</sup> 正國<sup>まさくに</sup>  
47 田中<sup>たなか</sup> 千福<sup>かずよし</sup>

以上17名

欠席委員 なし

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・藤井調整担当参事・西田調整担当副参事  
内藤調整担当主幹・中西主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：山川担当主幹 安濃：紀平主査  
芸濃：後藤副主幹

議事録署名者 3 太田<sup>おおた</sup> 義政<sup>よしまさ</sup>・14 清水<sup>しみず</sup> 文兵衛<sup>ぶんべえ</sup>

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長 ただいまより第5回第1農地部会を開会させていただきます。本日は全員出席ということで、17名で本部会は成立します。議事録署名者、私のほうから指名させていただきます。

3番 太田 義政委員、よろしくお願ひします。14番 清水 文兵衛委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに会長の専決報告事項に入ります。報告台本部会に付議されました議案につきましては、先ほど事務局から報告されたとおりでございますのでよろしくお願ひします。

まず始めに、会長の専決事項の報告事項に入ります。報告第1号から5号につきまして、件数及び合計面積につきまして、事務局から一括して報告をお願ひいたします。

事 務 局 おはようございます。それでは第5回農地部会議案書の1ページをお願ひします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は、件数としまして5件、面積として1万9,967㎡、内訳としまして田が1万9,026㎡、畑が941㎡でございます。解約後は、再設定が4件、自作に戻るのが1件でございます。

2ページをお願ひします。報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。これにつきましては、相続の届け出によるものでございまして、件数といたしましては1件、面積として2,327㎡で、田でございます。

3ページをお願ひします。報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。件数といたしましては2件、面積として881㎡で、畑でございます。内容としましては、駐車場用地が2件で、881㎡でございます。

4ページをお願ひします。報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。件数といたしましては9件、面積として4,405㎡、内訳といたしまして、田が2,914㎡、畑が1,491㎡でございます。内容としましては、駐車場用地が4件、3,142㎡、一般個人住宅用地が4件、913㎡、建売住宅用地が1件、350㎡でございます。

5ページをお願ひします。報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。件数といたしましては1件、面積として95㎡で、畑でございます。内容としましては、一般個人住宅用地が1件、95㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございました。  
それでは、事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。  
続きまして、議案事項に入ります。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。6ページをお願いします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。  
番号1、地区 一身田、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 1,527㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田町一ノ坪 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1,011㎡、外1筆、合計面積 1,478㎡で、田でございます。これにつきましては、受人につきましては次の番号2と関連をしますが、渡人である \_\_\_\_\_ は遠方により離農のため、営農拡大を希望する受人である \_\_\_\_\_ に譲り渡ししようとするものでございます。なお、下限面積の関係につきましては、次の2と合わせ、満たしているものでございます。

番号2、地区 一身田、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 1,527㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田町一ノ坪 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1,011㎡、外1筆、合計面積2,022㎡で、田でございます。これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ は労力不足による離農のため、営農拡大を希望する受人である \_\_\_\_\_ に譲り渡ししようとするものでございます。なお、下限面積の関係につきましては、先ほどの番号1と関連し、満たしているものでございます。

番号3、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 4万8,497㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町東豊久野 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 1,983㎡、外4筆、合計面積8,923㎡で、畑でございます。これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ と受人である \_\_\_\_\_ は親子関係でございまして、生前部分贈与をしようとするものでございます。

番号4、地区 草生、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 1万52㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町中川松野 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 513㎡でございます。これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ は営農縮小のため、営農拡大を希望する受人である \_\_\_\_\_ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号5、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 5万6,748㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町浄土寺コメガイ \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 171㎡でございます。これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ は高齢化による労力不足のため、営農拡大を希望する受人である \_\_\_\_\_ に譲り渡しをしようとするものでございます。

以上、番号1から5までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては5件、面積として1万3,107㎡、内訳といたしまして、田が3,500㎡、畑が9,607㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明があったとおりでございます。

地元委員さんのほうの意見を聞きます。1番、2番、一身田。

青木委員 6番 青木です。1番、2番、これ3人とも兄弟であって、相続でちょっと名前が変わって、あとをこの譲受人がずっと耕作しとったわけです。だから、別に問題ありませんので、よろしくお願いします。

伊藤委員 3番、大里は私でございます。事務局の説明どおり、生前贈与ということで、何ら問題なかろうと思えます。よろしくお願いします。

議 長 4番、草生。

清水委員 4番、5番、これ去る12日に現地確認に行ってきたして、何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 5番、村主。

清水委員 5番も同じことで、問題ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。  
地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。  
皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。7ページをお願いします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田大古曾\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、現況面積 436㎡でございます。これにつきましては、申請地を資材置き場用地として利用しようとするものでございますが、平成3年ごろから土地造成がされており、始末書の提出がされているところでございます。

番号2、地区 片田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 片田長谷場町角ド\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、現況面積 281㎡でございます。これにつきましては、申請地を農業用倉庫、作業場用地及び駐車場用地として利用しようとするものでございますが、昭和58年11月ごろから既に利用しており、始末書の提出があわせて出されているところでございます。

番号3、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本追上\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 462㎡でございます。これにつきましては、申請地に一般個人住宅1棟、120㎡を建築しようとするものでございます。

番号4、地区 高宮、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町五百野中之郷 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 59㎡、外1筆、合計面積 301㎡でございます。これにつきましては、申請地に一般個人住宅1棟、79.5㎡を建築しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては4件、面積として1,480㎡、内訳といたしまして、田が717㎡、畑が763㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。  
地元委員さんの意見をお伺いいたします。  
1番、一身田。

青木委員 6番 青木です。事務局の説明どおり、もう20年ほど前に造成してありまして、今度資材置き場とすることで、隣接する農地はもう譲受人の土地でありますので、何ら問題ないと思います。

議長 はい、わかりました。2番、片田。

野田久委員 2番 野田でございます。ただいま事務局のほうから詳しくご説明をいただきまして、何ら問題なかろうかと思えます。どうぞよろしくお願い致します。

議長 はい。

野田悟委員 これ、職名が会社員になっとして、農業倉庫。農業の作業用地。兼業農家ということか。

野田久委員 そうです。農業兼会社員です。

野田悟委員 そういう解釈やね。

議長 はい、わかりました。3番、棕本。

牧野委員 17番 牧野です。これ、13日に現地確認をさせてもらいまして、それで、もうここは下水もちゃんと完備されているようなところでございますので、何ら問題ないと思えますので、よろしくお願い致します。

議長 はい、わかりました。4番、高宮。

村治委員 19番 村治です。これにつきましても、先週現地確認に行きまして、排水等についても問題ございませんので、よろしくどうぞお願いします。

議長 はい。  
地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。  
皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>はい。一同異議なしと認め、議案第2号は許可することに決定いたします。</p> <p>次に、別冊でお配りしました議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。</p> <p>表紙を1枚めくっていただきたいと思います。</p> <p>今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で22万6,876.18㎡の集積がございました。内訳としましては、貸借関係のみでございます。それでは、各地区別に一番下の合計欄でご説明いたします。</p> <p>津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて11万378㎡で、畑の賃貸借と使用貸借を合わせて7,217㎡で、件数的には50㎡でございました。所有権移転はございませんでした。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借が5,029㎡で、件数的には1件でございました。所有権移転はございませんでした。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借が2万5764.18㎡で、件数的には3件でございました。所有権移転はございませんでした。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借が7万3,667㎡で、件数的には20件でございました。所有権移転はございませんでした。</p> <p>美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて4,821㎡で、件数的には2件でございました。所有権移転はございませんでした。</p> <p>香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。</p> <p>以上、合計で、田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて21万9659.18㎡で、畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて7,217㎡で、総合計が22万6876.18㎡で、76件となっております。</p> <p>認定農業者への集積状況は46件で、16万7,413.18㎡となっており、先月に比べ面積で約122%、件数では約135%となっております。</p> <p>なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。</p>
会 長	<p>今回の中にもありますが、担い手が農協を通して貸し借りをしている中で、地区をまたいで貸し借りしている場合、ジャンボタニシの卵などを広げることもあるので、機械を移動するときは十分に洗って土等を落としてもらいたいと思います。</p>
議 長	<p>十分に木を付けてもらうようにお願いします。説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議 長	<p>それでは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。</p>

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、第5回 第1農地部会を閉会します。

午前10時35分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

平成23年5月19日

議 長

出席委員

出席委員